

鈴鹿市ウェブサイト広告代理店業務 仕様書

令和8年度に鈴鹿市ウェブサイトに広告を掲載するに当たり、広告主（広告代理店）に当該広告の掲載権利を売却します。

1. 業務名 令和8年度鈴鹿市ウェブサイト広告代理店業務

2. 広告掲載期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 広告掲載位置及び掲載枠数

- ・鈴鹿市ウェブサイトトップページ 下部 10枠
合計120枠（10枠×12カ月分）

※広告掲載枠に掲載する各広告は、閲覧者がページを閲覧するたびに掲載順が変更しランダムに表示されます。

※月平均36,688アクセス（令和7年8月から10月までの3カ月間の平均 グーグルアナリティクスによる計測）

4. 業務内容

- ・広告者の募集、とりまとめ及び広告データ作成
- ・鈴鹿市広告掲載申込書の提出
- ・広告者の市税等納付状況調査同意書のとりまとめ及び提出
- ・広告データの提出
- ・原稿の校正
- ・広告掲載料の納付

5. 掲載基準

広告の基準等については、鈴鹿市広告掲載要綱、鈴鹿市広告掲載基準、鈴鹿市ウェブサイトバナー広告掲載取扱基準、鈴鹿市ウェブサイトバナー広告表現ガイドラインを確認してください。広告の審査において、これらの規定に適合しない広告と判断した場合は広告者の変更、図案の変更等をお願いする場合があります。

- ・広告掲載基準掲載ページ

<https://www.city.suzuka.lg.jp/shisei/gyozaisei/1006603/1006617.html>

6. 広告の規格

- ・サイズ 縦60ピクセル×横120ピクセル
- ・データ形式 GIF、JPEG
- ・容量 10KB

※アニメーションGIFは不可

※「JIS X 8341-3:2016」1.4.3 レベルAAを満たすこと

7. 広告者の鈴鹿市税等の納付状況調査

広告者の鈴鹿市税等の納付状況を市納税課で調査する必要がありますので、広告者の納税状況調査同意書を提出してください（鈴鹿市広告掲載基準第3条第1項第17号の規定）。

なお、納税状況調査同意書は、当該年度に広告主が初めて掲載する場合に提出が必要です（2回目以降は不要）。鈴鹿市広告掲載申込書等と合わせて提出してください。

8. 注意事項

- ・別紙「スケジュール」に従うこと。
- ・広告者は市内企業か否かを問いません。
- ・ひと月あたり、1広告者1枠まで
- ・原則として、3カ月分の広告を一括して提出
- ・サーバーの障害やメンテナンス等の理由により一時的に鈴鹿市ウェブサイトの表示がされなくなった場合、契約金額の払い戻し等は行いません。
- ・広告者を募るにあたり、募集行為を受けるものの負担にならない方法で行うこと。
例) 頻繁にファクスやメールを送信し、受信側のファクス用紙を多量に使用する、メール容量を圧迫するなどの負担をかける など